



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月25日金曜日 第2129号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則.....1105
愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....1106

告 示

クリーニング業法による研修の指定.....1107
クリーニング業法による講習の指定.....1107
指定居宅サービス事業者の指定.....1107
指定介護予防サービス事業者の指定.....1108
指定居宅介護支援事業の廃止.....1108
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....1108
保安林の指定の解除.....1109
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1109
遊漁規則の変更認可.....1109
公共測量の実施の通知.....1109
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....1109
建設業者の許可の取消し.....1109
兼用工作物の管理の方法について（11件）.....1110
道路の区域変更（県道久米垣生線）.....1114
道路の供用開始（ " ）.....1114
道路の区域変更（県道西条久万線）.....1114
道路の供用開始（ " ）.....1115
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....1115

道路の供用開始（県道坊屋敷小田線）.....1115
道路の供用開始（県道美川小田線）.....1116

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1116

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....1117

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則...1118
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....1119
愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規
則.....1122

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選
挙権を有する者の数.....1124
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に
関する収支報告書の要旨.....1124

公営企業公告

医療機器の購入.....1136

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示
及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する
協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第58号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（通勤による災害に係る費用の一部負担金） 第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者</u> 2 省略	（通勤による災害に係る費用の一部負担金） 第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) 省略 2 省略

附 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条の2の規定は、この規則の施行の日以後

告 示

○愛媛県告示第1589号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成22年2月7日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

- 4 受講料
5,000円

○愛媛県告示第1590号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成22年2月7日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

- 4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第1591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社松山針灸接骨院	さくら・介護ステーション春日	愛媛県松山市春日町13番地10小田原ビル101	平成21年11月1日	訪問介護
有限会社アシストジャパン	アシストジャパン・デイサービスセンター8号館	愛媛県松山市北斎院町631-6	平成21年11月1日	通所介護
有限会社レインボープラス	介護付有料老人ホーム虹の森	愛媛県北宇和郡松野町松丸552番地	平成21年11月1日	特定施設入居者生活介護

有限会社レインボープラス	短期入所生活介護虹の森	愛媛県北宇和郡松野町松丸552番地	平成21年11月1日	短期入所生活介護
有限会社たんぼぼ	デイサービスたんぼぼ	愛媛県新居浜市上原二丁目1番21号	平成21年11月1日	通所介護

○愛媛県告示第1592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社松山針灸接骨院	さくら・介護ステーション春日	愛媛県松山市春日町13番地10小田原ビル101	平成21年11月1日	介護予防訪問介護
有限会社アシストジャパン	アシストジャパン・デイサービスセンター8号館	愛媛県松山市北斎院町631-6	平成21年11月1日	介護予防通所介護
有限会社レインボープラス	介護付有料老人ホーム虹の森	愛媛県北宇和郡松野町松丸552番地	平成21年11月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
有限会社レインボープラス	短期入所生活介護虹の森	愛媛県北宇和郡松野町松丸552番地	平成21年11月1日	介護予防短期入所生活介護
有限会社たんぼぼ	デイサービスたんぼぼ	愛媛県新居浜市上原二丁目1番21号	平成21年11月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社リブ	指定居宅介護支援事業所リブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1	平成21年11月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町城辺甲、緑甲、緑乙、緑丙、御荘和口及び広見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・愛南地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年12月28日から平成22年1月29日まで
- 縦覧場所
愛南町役場本庁、愛南町役場御荘支所及び愛南町役場一本松支所

改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・愛南地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年12月28日から平成22年1月29日まで
- 縦覧場所
愛南町役場本庁、愛南町役場御荘支所及び愛南町役場一本松支所

○愛媛県告示第1596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町僧都地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年12月25日

○愛媛県告示第1595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町緑乙、御荘長洲、広見及び増田地域に係る県営土地

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・愛南地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年12月28日から平成22年 1月29日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場本庁

○愛媛県告示第1597号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾 344 の 1（次の図に示す部分に限る。）、344 の97
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1598号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成21年12月25日から平成22年 1月 7日まで

○愛媛県告示第1599号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 129 条第 3 項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1601号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
鬼北第2号	北宇和郡鬼北町大字奈良502番地	兵頭 敬志	北宇和郡鬼北町大字奈良502番地	平成21年12月 1日

○愛媛県告示第1602号

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次のように遊漁規則の変更を認可した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

肱川上流漁業協同組合内共第19号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
肱川上流漁業協同組合
西予市野村町野村12号 617 番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 認可に係る変更の内容
第 7 条を次のとおり改める。
（遊漁料の額）
第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。
（単位：円）

等 級	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
2 級	投網（投げ網を含む。）、栓（じんど）、友掛け、たも網、はえなわ及び 3 級の漁法	1 日 3,000
		1 年 8,000
3 級	釣り（手釣り、竿釣り、穴釣り等）	1 日 1,000
		1 年 2,500

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成21年12月25日

○愛媛県告示第1600号

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 1,000 地形図作成）
- 2 作業期間 平成21年12月25日から
平成22年 3月26日まで
- 3 作業地域 愛南町内海

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 19) 第 15229号	平成20年 1月22日	加藤組	加藤 和清	新居浜市船木甲3615 - 8	平成21年 11月4日	土木事業 とび・土工事業 ば装工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第 16359号	平成20年 8月29日	角田建築	角田 朝利	今治市菊間町種3670 - 31	平成21年 11月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 12804号	平成19年 8月26日	(株)ホウショウ	佐伯 洋行	西条市三津屋東 1 - 5	平成21年 11月10日	土木事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 241号	平成18年 9月1日	シコクアス(株)	戒田 憲昭	新居浜市桜木町11 - 41	平成21年 11月11日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1603号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市清水町892番2地先～同市東雲町1丁目288番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1604号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川左岸堤防	新居浜市新須賀町4丁目776番6地先～同市庄内町6丁目509番6地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1605号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東雲1丁目339番1地先～同市郷4丁目24番8地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1606号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東雲町2丁目257番2地先～同市東雲町3丁目12番4地先 及び 新居浜市郷5丁目64番3地先～同市郷5丁目64番3地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1607号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川左岸堤防	新居浜市城下町455番2地先～同市下泉2丁目2857番1地先 及び 新居浜市外山1899番地先～同市1899地先 及び 新居浜市吉岡町2473番15地先～同市北内町4丁目2585番100地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1608号

河川法 (昭和39年法律第 167 号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東田 1 丁目1308番地先から東田 1 丁目1312番 1 地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1609号

河川法 (昭和39年法律第 167 号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東田 2 丁目1316番 2 地先から東田 2 丁目1851番 2 地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1610号

河川法 (昭和39年法律第 167 号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市船木4739番2地先から同市船木4985番2地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1611号

河川法 (昭和39年法律第 167 号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市角野新田町 2 丁目3199番 2 地先から同市角野新田町 3 丁目2802番 7 地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1612号

河川法 (昭和39年法律第 167 号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市角野新田町 3 丁目2802番 7 地先から同市角野新田町 3 丁目2802番10地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1613号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市観音原町1012番1地先から同市観音原町928番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	久米垣生線	松山市井門町1504番1地先から 同市古川南三丁目844番5まで	旧	メートル 70～72.0	キロメートル 0.394	
			新	70～72.0	0.394	

○愛媛県告示第1615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市井門町1504番1地先から 同市古川南三丁目844番5地先まで	平成21年12月25日

○愛媛県告示第1616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1450番5から 同町菅生2番耕地1430番3まで	旧	メートル 8.8~16.0	キロメートル 0.271	
			新	10.0~20.0	0.271	
"	"	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1375番5から 同町菅生2番耕地1373番4まで	旧	6.4~8.0	0.060	
			新	9.0~10.0	0.060	

○愛媛県告示第1617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1450番5から 同町菅生2番耕地1430番3まで	平成21年12月25日
"	"	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1375番5から 同町菅生2番耕地1373番4まで	"

○愛媛県告示第1618号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・法花津地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・法花津地区）計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年12月28日から平成22年1月29日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

整備事業・法花津地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・法花津地区）計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年12月28日から平成22年1月29日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第1619号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設

○愛媛県告示第1620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石335番から 同町立石325番3まで	平成21年12月25日
"	"	喜多郡内子町立石316番2から 同町立石302番まで	"

○愛媛県告示第1621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川小田線	喜多郡内子町上川3991番3	平成21年12月25日

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成21年6月9日付け公告）を次のとおり変更した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の確な把握に努める。
- 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」

という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知事管理量			
	平成21年		平成22年	
	平成21年1月から12月まで	平成21年7月から平成22年6月まで	平成22年1月から12月まで	平成22年7月から平成23年6月まで
まあじ	7,000トン		8,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及びごまさば		若干		(注)

(注)平成22年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成21年1月から12月まで	平成22年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,900トン	5,600トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合

理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成21年4月1日から6月30日まで	平成21年9月1日から11月30日まで	平成22年4月1日から6月30日まで	平成22年9月1日から11月30日まで	平成21年10月1日から12月31日まで	平成22年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成21年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成22年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成21年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成22年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成21年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成22年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

監 査 公 表

○公表第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

愛媛県監査委員	白石 友一
同	明比 昭治
同	河野 忠康
同	和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
市 町 振 興 課	平成21年9月2日
企 画 調 整 課	平成21年9月3日
秘 書 課	平成21年10月15日
広 報 広 聴 課	"

(監査の結果)

- 現金支給する職員（1名）の給与について、支給定日を11日遅延して支給していたほか、このために発生した給与資金前渡担任者預金口座の預金利子を収入していなかった。（市町振興課）
- 職員（1名）の通勤手当について、通常徒歩によることを例とする距離内（1km以下）の区間を含めて交通用具の使用距離を算定していたため、計30,000円（平成20年4月から21年3月までの12か月分）が過支給となっていた。（企画調整課）
- 職員（1名）の通勤手当について、異動前の所属において経路の認定誤りがあったにもかかわらず、要件を具備しているかどうか、手当の額が適正であるかどうかの確認が十分でなかったため、当該において計28,800円（平成20年4月から21年3月までの12か月分）、異動前の所属において計86,400円（平成17年4月から20年3月までの36か月分）、合計115,200円が過支給となっていた。（秘書課）
- 県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込に関する委託契約について、特定調達契約に該当するにもかかわらず、政令・県規則に基づく随意契約の相手方、その理由等の公告を行っていなかった。（広報広聴課）

(措置の内容)

- 給与資金前渡精算に伴い発生した利子9円については、県の収入として本年7月29日付けで調定処理を行い、一般会計に収入した。今後は、現金支給する出向者等の給与について、遅滞なく支給するよう、給与事務担当者の職務知識を向上させるとともに、担当者の引継ぎに当たっても当該事項の申し送りを徹底する。（市町振興課）
- 平成20年4月にさかのぼって通勤手当の認定を是正し、過支給とな

- っていた30,000円については全額返納した。
 今後は、通勤手当の認定について十分精査し、再発防止に努めることとしたい。(企画調整課)
- 3 平成17年4月にさかのぼって通勤手当の認定を是正し、過支給となっていた115,200円については返納した。
 今後は、再発防止のため、異動前の所属における認定状況の再確認を徹底することとした。(秘書課)
- 4 平成21年度の県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込に關する委託契約においても、特定調達契約に該当したため、政令・県規則に基づき、随意契約の相手方、その理由等を公告し、事務の改善を行った。(広報広聴課)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	267,900	310,500	578,400	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	1,607,400	357,900	1,965,300	
差引増減	1,339,500	47,400	1,386,900	

2 職員(1名)の旅費について、宿泊の必要がなかったため、宿泊料13,100円が過支給となっていた。

(措置の内容)

- 1 平成20年12月31日時点での収入未済額のうち、20年度現年分(後期1名分)は、納期限猶予(変更後納期限 平成21年3月19日)のものであり、平成21年3月19日に全額納入済みとなっている。
 滞納繰越分については、2件310,500円(14年度分:120,900円、15年度分:189,600円)に対し、電話及び文書による催告等を行った結果、平成21年7月27日に1件120,900円の納入があり、現時点では、残すは1件189,600円のみとなっている。
 これについては、引き続き催告等を行い、納入に努めることとしたい。
- 2 当該旅費については、平成20年5月14日に東京出張をした際、用務終了時間が17時と、本来宿泊が不要であったにもかかわらず宿泊扱いとし、その料金を支出していたものである。
 ついては、関係職員に旅費支給事務の取扱いについて周知徹底し、再発防止に努めることとした。
 なお、過支給となっていた旅費については、平成21年3月10日に返還処理済みである。
 今後は、規程等に沿って適切に処理することとしたい。

○公表第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

愛媛県監査委員 白石 友一
 同 明比 昭治
 同 河野 忠康
 同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 技 術 大 学	平成21年5月13日

(監査の結果)

1 授業料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1079

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第33(第22条関係) 昇格時号給対応表							別表第33(第22条関係) 昇格時号給対応表						
1~4 省略							1~4 省略						
5 医療職給料表(昇格時号給対応表)							5 医療職給料表(昇格時号給対応表)						
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1~57	省略						1~57	省略					
58	<u>33</u>	省略					58	<u>34</u>	省略				
59	<u>34</u>	省略					59	<u>35</u>	省略				
60	<u>34</u>	省略					60	<u>36</u>	省略				

61	35	省略				
62	35	省略				
63	36	省略				
64	36	省略				
65	37	省略				
66	38	省略				
67	39	省略				
68～113	省略					

6～9 省略

61	37	省略				
62	37	省略				
63	38	省略				
64	38	省略				
65	39	省略				
66	39	省略				
67	40	省略				
68～113	省略					

6～9 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1080

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特勤勤務手当の月額）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110</p>	<p style="text-align: center;">（特勤勤務手当の月額）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員_____</p> <p>_____ 同項</p> <p>中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例_____及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料_____並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110</p>

号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「、給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」

_____とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号_____の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」

_____とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年愛媛県条例第54号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第60号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 省略

(4) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員_____前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例_____及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料_____並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」

_____とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規

定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1081

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(基本手当に相当する退職手当の支給調整)	(基本手当に相当する退職手当の支給調整)
第6条 省略	第6条 省略
2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「支給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就	2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「支給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就

き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に_____

_____受給資格者となつた場合においては、当該基本手当_____の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当_____の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当_____の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第15条の2 省略

2 省略

3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第6条第2項第1号及び第2号の規定を除く。)中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

4・5 省略

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に_____

_____高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当_____の支給を受けることができる日数(条例第10条第4項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 省略

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業保険金

(3) 省略

(4) 省略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員

保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第15条の2 省略

2 省略

3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第6条第2項第1号及び第3号の規定を除く。)中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

4・5 省略

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員

保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第4項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年12月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 選挙権を有する者の総数 15,911
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 5,304

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成21年12月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

愛媛県第1区	24,946,800円
愛媛県第2区	25,747,500円
愛媛県第3区	23,200,600円
愛媛県第4区	22,759,300円

3 報告書の要旨

(1) 愛媛県第1区

候補者氏名	郡 昭 浩	所属党派	無 所 属	期 間 平成21年8月22日から 第1回分 平成21年9月15日まで
出納責任者氏名	郡 昭 浩			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円
		0円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	5,650
			広告費	4,374
			文具費	0
その他の寄附	1件	20,000	食糧費	0
その他の収入		0	雑 費	0
今 回 計		20,000	今 回 計	10,024
総 計		20,000	総 計	10,024

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円

	計	0円
--	---	----

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 15 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	塩 崎 恭 久	候補者届出政党	自 由 民 主 党	期 間 平成21年7月20日から 1 平成21年10月19日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	小 泉 泰 方			

収 入	(職業)	(寄附額)	支 出	
主たる寄附			人件費	2,940,000円
(氏名・団体名)			家屋費	3,414,704
自由民主党愛媛県第一選挙区支部		13,898,890円	選挙事務所費	2,391,805
全国公衆浴場業政治連盟		100,000	集会会場費	1,022,899
日本公認会計士政治連盟		1,500,000	通信費	7,322,844
全日本不動産政治連盟		300,000	交通費	262,173
全国理容政治連盟中央会		200,000	印刷費	4,120,725
全国木材産業政治連盟		200,000	広告費	3,111,448
日本新聞販売協会政治連盟		50,000	文具費	1,449,435
全国美容政治連盟		1,000,000	食糧費	223,769
愛媛県医師連盟		1,000,000	休泊費	0
四国税理士政治連盟愛媛県支部		500,000	雑 費	1,531,215
四国たばこ耕作者政治連盟		50,000		
日本精神科病院政治連盟		2,000,000		
全国中小企業政治協会		300,000		
日本薬業政治連盟		500,000		
福 岡 里 恵	無 職	120,000		
古 木 隆 治	無 職	120,000		
大 石 忍	会 社 員	120,000		
山 本 裕 子	会 社 員	120,000		
武 田 国 彦	会 社 員	120,000		
岸 上 有 希 子	会 社 員	120,000		
高 石 哲 夫	無 職	120,000		
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		22,438,890	今 回 計	24,376,313
総 計		22,438,890	総 計	24,376,313

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	196,000円
	ビラの作成	419,300円
	ポスターの作成	945,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	101,096円

個人演説会の立札及び看板の類の作成	115,863円
計	1,937,423円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 12 日 10 月 21 日	第 1 回 報 告 分 第 2
----------	-------------------------------	--------------------

候補者氏名	田 中 克 彦	候補者届出政党	日 本 共 産 党	期 間 平成21年8月1日から 平成21年8月24日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤 堂 賢 太 郎			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円	
日本共産党中予地区委員会		297,480円	家屋費	124,980	
日本共産党愛媛県委員会		575,400	選挙事務所費	80,000	
			集会会場費	44,980	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	575,400	
			広告費	172,500	
			文具費	0	
			食糧費	0	
その他の寄附	0件	0	休泊費	0	
その他の収入		0	雑 費	0	
今 回 計		872,880	今 回 計	872,880	
総 計		872,880	総 計	872,880	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 13 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	谷 村 耕 治 郎	所 属 党 派	幸 福 実 現 党	期 間 平成21年7月30日から 平成21年8月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	谷 村 耕 治 郎			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	212,980
幸福実現党		4,511,919円	選挙事務所費	168,000
			集会会場費	44,980
			通信費	32,000
			交通費	0
			印刷費	425,627
			広告費	527,536
			文具費	1,050
			食糧費	2,196
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑 費	119,850
今 回 計		4,511,919	今 回 計	1,321,239
総 計		4,511,919	総 計	1,321,239

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 11 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	永 江 孝 子	候補者届出政党	民 主 党	期 間 平成21年8月1日から 1 平成21年11月10日まで 第2回分 3
出納責任者氏名	田 中 勝 利			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,179,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	310,725
民主党愛媛県第一区総支部		5,132,480円	選挙事務所費	132,480
			集会会場費	178,245
			通信費	193,726
			交通費	15,153
			印刷費	875,000
			広告費	574,350
			文具費	159,653
			食糧費	374,197
その他の寄附	0件	0	休泊費	0

その他の収入	0	雑 費	240,867
今 回 計	5,132,480	今 回 計	3,922,671
総 計	5,132,480	総 計	3,922,671

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	196,000円
	ビラの作成	511,000円
	ポスターの作成	168,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	97,650円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	141,750円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	166,950円
	計	1,281,350円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 11 月 16 日	第 1 回 報 告 分 第 2 回 報 告 分 第 3 回 報 告 分
----------	-------------------------------	---

(2) 愛媛県第2区

候補者氏名	岡 平 知 子	候補者届出政党	社 会 民 主 党	期 間 平成21年7月1日から 平成21年9月8日まで
出納責任者氏名	長 井 典 三			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,200,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	402,800
社会民主党愛媛県第2区支部連合		100,000円	選挙事務所費	360,000
岡平知子後援会		2,000,000	集会会場費	42,800
石 水 伴 晴	会社役員	300,000	通信費	123,656
大 森 紀美雄	無 職	60,000	交通費	11,830
福 田 和 志	政党役員	120,000	印刷費	1,989,337
川 野 征 雄	政党役員	120,000	広告費	1,034,476
長 井 典 三	無 職	120,000	文具費	24,897
			食糧費	106,760
その他の寄附	0件	0	休泊費	42,000
その他の収入		500,000	雑 費	15,750
今 回 計		3,320,000	今 回 計	4,951,506
総 計		3,320,000	総 計	4,951,506

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	814,000円

選挙事務所の立札及び看板の類の作成	221,550円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	194,880円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	93,000円
計	2,048,630円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	楠 橋 康 弘	所属党派	無 所 属	期 間 平成21年7月30日から 1 平成21年11月18日まで 第2回分 3
出納責任者氏名	菅 寿 雄			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,050,088円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	586,914
菅 寿 雄		120,000円	選挙事務所費	586,914
白 石 雅 史		120,000	集会会場費	0
			通信費	128,232
			交通費	111,553
			印刷費	510
			広告費	659,332
			文具費	58,050
			食糧費	92,199
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		2,627,359	雑 費	180,481
今 回 計		2,867,359	今 回 計	2,867,359
総 計		2,867,359	総 計	2,867,359

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 11 25	第 1 回 報 告 分 3
----------	---------------------------	------------------

候補者氏名	村上 誠一郎	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成21年7月22日から 1 平成21年10月7日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	清 水 等			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	4,195,000円
自由民主党愛媛県第二選挙区支部		3,000,000円	家屋費	983,221
			選挙事務所費	765,874
			集会会場費	217,347
			通信費	582,382
			交通費	632,525
			印刷費	2,206,795
			広告費	715,625
			文具費	738,466
			食糧費	313,980
その他の寄附	0件	0	休泊費	86,400
その他の収入		8,000,000	雑 費	438,903
今 回 計		11,000,000	今 回 計	10,893,297
総 計		11,000,000	総 計	10,893,297

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,151,020円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,591,845円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 10 7	第 1 回 報 告 分 2
----------	--------------------------	------------------

候補者氏名	森 田 浩 二	所 属 党 派	幸 福 実 現 党	期 間 平成21年7月30日から 第 1 回分 平成21年9月3日まで
出納責任者氏名	森 田 浩 二			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円
幸福実現党		4,321,731円	家屋費	109,200
			選挙事務所費	109,200
			集会会場費	0
			通信費	24,000
			交通費	48,661
			印刷費	425,545

その他の寄附	0 件	0	広告費	605,009
その他の収入		0	文具費	0
今 回 計		4,321,731	食糧費	3,090
総 計		4,321,731	休泊費	0
			雑 費	39,236
			今 回 計	1,254,741
			総 計	1,254,741

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

(3) 愛媛県第3区

候補者氏名	白石 徹	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成21年8月1日から 平成21年9月13日まで
出納責任者氏名	岡 野 泰 典			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 0円	人件費	1,503,250円
その他の寄附	0 件	0	家屋費	272,872
その他の収入		4,500,000	選挙事務所費	50,000
今 回 計		4,500,000	集会会場費	222,872
総 計		4,500,000	通信費	0
			交通費	26,880
			印刷費	872,800
			広告費	1,017,550
			文具費	27,581
			食糧費	43,415
			休泊費	42,900
			雑 費	57,300
			今 回 計	3,864,548
			総 計	3,864,548

	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	122,500円

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	308,700円
	ポスターの作成	441,600円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	184,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	131,250円
	計	1,338,051円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	白石 洋 一	候補者届出政党	民 主 党	期 間 平成21年7月1日から 平成21年9月10日まで 第 1 回 分
出納責任者氏名	叶 谷 信 之			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,005,200円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	185,600
民主党		5,000,000円	選挙事務所費	111,400
民主党愛媛県第三区総支部		60,000	集会会場費	74,200
白石洋一後援会		30,000	通信費	114,635
			交通費	83,530
			印刷費	1,394,500
			広告費	722,025
			文具費	49,284
			食糧費	227,418
その他の寄附	0件	0	休泊費	143,943
その他の収入		0	雑 費	30,385
今 回 計		5,090,000	今 回 計	3,956,520
総 計		5,090,000	総 計	3,956,520

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	196,000円
	ビラの作成	315,000円
	ポスターの作成	841,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	53,388円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	157,500円
	計	1,765,580円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 13 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	宮 脇 繁	所属党派	幸福実現党	期 間 平成21年7月1日から 平成21年8月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	白 石 則 廣				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0円
幸福実現党		4,787,844円	家屋費		54,000
			選挙事務所費		54,000
			集会会場費		0
			通信費		28,000
			交通費		7,150
			印刷費		717,756
			広告費		393,687
			文具費		2,092
			食糧費		0
その他の寄附	0件	0	休泊費		0
その他の収入		0	雑 費		366,656
今 回 計		4,787,844	今 回 計		1,569,341
総 計		4,787,844	総 計		1,569,341

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 12 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

(4) 愛媛県第4区

候補者氏名	桜 内 文 城	所属党派	無 所 属	期 間 平成21年7月23日から 平成21年8月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	菅 原 正 明				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		1,630,000円
		0円	家屋費		700,000
			選挙事務所費		700,000

		集合会場費	0	
		通信費	0	
		交通費	2,940	
		印刷費	1,954,200	
		広告費	311,325	
		文具費	20,517	
		食糧費	257,135	
その他の寄附	0件	0	休泊費	384,920
その他の収入		9,150,000	雑費	0
今回計		9,150,000	今回計	5,261,037
総計		9,150,000	総計	5,261,037

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	210,000円
	ピラの作成	455,000円
	ポスターの作成	1,169,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	144,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,128,200円

報告書受理年月日	平成21年9月14日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高橋英行	候補者届出政党	民主 党	期 間 平成21年7月21日から 平成21年9月3日まで 第1回分
出納責任者氏名	高山直樹			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,411,250円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	121,700
民主党本部		5,000,000円	選挙事務所費	100,000
			集合会場費	21,700
			通信費	56,404
			交通費	111,400
			印刷費	1,808,500
			広告費	1,233,280
			文具費	0
			食糧費	138,362
その他の寄附	3件	40,000	休泊費	207,800
その他の収入		200,000	雑費	210,984
今回計		5,240,000	今回計	5,299,680
総計		5,240,000	総計	5,299,680

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	203,000円
	ビラの作成	308,000円
	ポスターの作成	896,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000円
	計	1,951,000円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	露 口 礼 子	所属党派	幸 福 実 現 党	期 間 平成21年7月30日から 平成21年8月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	露 口 礼 子			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	129,000円
幸福実現党		5,045,106円	家屋費	26,000
			選挙事務所費	26,000
			集会会場費	0
			通信費	24,000
			交通費	31,713
			印刷費	483,006
			広告費	1,048,395
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑 費	177,520
今 回 計		5,045,106	今 回 計	1,919,634
総 計		5,045,106	総 計	1,919,634

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円

	計	0円
--	---	----

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	山 本 公 一	候補者届出政党	自 由 民 主 党	期 間 平成21年7月23日から 第1回分 平成21年9月10日まで
出納責任者氏名	新 津 昌 雄			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,980,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	483,402
自由民主党本部		5,000,000円	選挙事務所費	104,300
自由民主党愛媛県第四選挙区支部		4,000,000	集会会場費	379,102
			通信費	58,420
			交通費	126,699
			印刷費	2,544,900
			広告費	1,477,356
			文具費	10,992
			食糧費	474,605
その他の寄附	0件	0	休泊費	440,279
その他の収入		0	雑 費	198,428
今 回 計		9,000,000	今 回 計	7,795,081
総 計		9,000,000	総 計	7,795,081

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,169,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,205円
	計	2,449,961円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年12月25日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機器の購入

(2) 購入物品名及び数量

保育器 一式(47セット)

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式)

を含む。)

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限
平成22年3月29日(月)まで

- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院(42セット)
愛媛県今治市石井町4丁目5の5
愛媛県立今治病院(5セット)

- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成21年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件購入の仕様の策定に直接関与していない者であること。
(5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
平成22年2月3日(水)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成22年1月20日(水)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年2月3日(水)午後2時
愛媛県公営企業管理局大会議室

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は認めない。

- (6) 郵便等による入札の取扱い

郵便等による入札の場合は、入札書は、平成22年2月2日(火)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、平成22年1月20日(水)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Infant incubator, 47 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 3 Feb 2010

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 2 Feb 2010)

- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794